

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社を最後に退職するまで、昭和〇年〇月から約24年間、耐火煉瓦の成型工等として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2/3、F（+）、療養否」との決定を受けた後、平成〇年〇月〇日、同局長からじん肺管理区分「管理3ロ、PR4、続発性気管支炎、要療養」との決定を受け、C病院において療養していたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院において死亡した。  
死亡診断書には、「直接死因：じん肺、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：うっ血性心不全、死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、死亡診断書に直接死因としてじん肺と記載されており、また、主治医もじん肺が死亡の直接原因であると言っていることから、被災者はじん肺で亡くなったことに間違いがないと主張している。

(2) 被災者の死亡原因について、C病院D医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書に、「じん肺」と記載しているところ、E医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、呼吸不全により心不全を併発し、全身状態が悪化したため死亡したもので、死亡原因はじん肺症であるとの意見を述べるとともに、平成〇年〇月〇日付け意見書を提出し、重ねて、要旨、被災者はじん肺から心不全及び腎不全を併発し、死亡したとの意見を述べている。

これに対し、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、著明な心不全、腎不全から呼吸状態が悪化し、死亡したものと考えられるが、じん肺症の所見に著変は認められず、肺性心や左心不全を助長したとは考えにくいことから、じん肺ないしその合併症である続発性気管支炎と死亡との相当因果関係は認められないとの意見を述べ、また、G医師も、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、珪肺症の悪化を示唆する気腫性変化や線維性変化の所見は極めて軽度であり、管理4（F 2+）相当の呼吸機能障害は認められず、被災者の珪肺はそれほど悪化していないものと考えられることから、急性呼吸不全の原因は、慢性心不全及び慢性腎障害による急性腎不全と考えるのが妥当であ

り、被災者の死亡原因として、じん肺ないし続発性気管支炎との因果関係を認めることはできないとの意見を述べている。

- (3) 上記(2)においてみたとおり、被災者の死亡に対するじん肺及びその合併症の影響に関する医師の見解には相違があることから、当審査会においては、被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の死亡に至るまでの状態について、改めて一件記録を精査したが、経過中、胸部X線所見、肺機能及び喀痰の量に顕著な変化を示す資料を見いだすことはできず、F医師及びG医師が指摘するとおり、被災者のじん肺症及び続発性気管支炎の所見には著変はなく、その病状が悪化していたものとは認められない。

他方、C病院H医師作成のC病院内科入院診療録をみると、要旨、被災者は、冠状動脈バイパス術を受けており、慢性心不全があるところに心房細動が合併し、全身の血液循環が不良となって、心不全の増悪が認められ、さらに、慢性腎臓病も合併しているため、全身に水分貯留が起り、胸水貯留を来している状態であることから、呼吸状態の悪化が認められていると記載されており、同医師は、被災者の呼吸不全の原因は、慢性心不全及び慢性腎臓病であると診断していたことが推認される。

この点、E医師は、被災者はじん肺から心不全及び腎不全を併発し、死亡したとの意見を述べているが、同意見は、あくまで可能性があることを指摘しているにとどまるものとみるのが相当である。

- (4) 以上のような被災者の病態や症状経過からすると、被災者のじん肺症及び続発性気管支炎の所見には著しい変化はなく、明らかな悪化が認められないことから、慢性心不全や慢性腎臓病が原因となって急性呼吸不全を発症したとみるのが相当であり、被災者は、じん肺症及び続発性気管支炎が有力な原因となって死亡したものと認め難く、被災者の死亡とじん肺症及び続発性気管支炎との間に相当因果関係があるとは判断し得ない。

よって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない

から、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。